

第 2 次中野市教育大綱の進捗状況について

本市では、令和 4 年 3 月に「第 2 次中野市教育大綱」を策定し、基本理念を『ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に付ける教育の推進』と定め、『ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』が育つことを目指して、行政と教育委員会が一体となり取り組んでいます。

教育大綱の期間は、令和 4 年度から令和 7 年度までの 4 年間となっており、この目標に向かい「5 つの柱」を掲げています。

本資料は、5 つの柱とその施策について、令和 4 年 4 月からこれまでの取組の進捗状況をまとめたものです。

5 つ の 柱

- 1 「信州なかの」ふるさと学習の推進
- 2 未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり
- 3 小中学校教育の充実
- 4 社会教育・生涯学習の充実
- 5 文化財の保護と活用

1 「信州なかの」ふるさと学習の推進

- ① 「信州なかの」の歴史や特性、先人の偉業及び自然や文化芸術の素晴らしさを学ぶ

■これまでの取組内容

- ・各小中学校で生活科や総合的な学習の時間を活用して、地域との関わりを持った授業に取り組んでいる。
- ・小学校3・4年生は、社会科副読本「わたしたちの郷土 中野市」を用いて、ふるさとについての学びを深めている。

■これまでの実績、成果等

- ・地域学習推進事業 実施事例
農業体験（米作り、野菜栽培、りんご栽培、ぶどう栽培、花栽培など）
味噌作り、わら細工作り、動物飼育（羊・ヤギ）

■今後の取組や課題等

- ・ふるさとへの誇りと愛着を持つ児童生徒の育成のため、引き続き、ふるさと学習を推進する。また、児童生徒が学びたいことを主体的に行える環境を整備する。

- ② 農業体験や地域の食材を使った食育など、特色ある教育の推進

■これまでの取組内容

- ・小学生農業体験
- ・地元食材の積極的な使用
- ・行事食、郷土食の提供
- ・学校での食の指導



農業体験

■これまでの実績、成果等

- ・地域の皆さんの力を借りて、充実した体験活動ができている。
- ・米作り、野菜栽培、りんご栽培などの農業体験を行った。
- ・地産地消率は毎年5割以上を達成。特に米、菌茸類は、ほぼ全てが地元産
- ・毎月19日を「食育の日」とし、地元食材中心の給食を提供している。
- ・各学校で栄養教諭が食に関する授業を実施している。

■今後の取組や課題等

- ・気象条件や災害等に伴う食材の高騰、農業の担い手不足などにより、地元食材の確保が難しい。

③ 有形・無形文化財等の保存・活用・継承を図り、中野市の歴史を学習する場の充実

■これまでの取組内容

- ・施設の見学及び学芸員等の講師派遣（出前講座）を通して、文化財への関心を高め、理解を深めた。
- ・郷土資料による展示の充実
- ・博物館事業の広報（SNSやPDFチラシ等による市民向け・児童向け）
- ・児童向け体験講座の充実

■これまでの実績、成果等

- ・企画展の開催（絵地図に見る信州中野、明治初期の村絵図～150年前の信州中野Ⅰ・Ⅱ）
- ・常設展示の充実（高遠山古墳出土品の金属器、七瀬双子塚・京塚古墳出土の蛇行剣）
- ・博物館による調査・収集（野鳥・植物・石造物・民具）、講座・講演・見学会の開催（古墳、山城、街並み、環境等）

■今後の取組や課題等

- ・座学だけでなく、文化財の現地見学会や体験型講座（ワークショップ等）を開催するなど、多様な学習機会を提供する。
- ・博物館における収蔵、公開方法の充実・改善により、所蔵資料の一層の活用を図る。また、民具等の郷土資料の収蔵スペース確保と整理、調査研究を計画的に進める。



博物館
常設展示



博物館
土器づくりワークショップ

2 未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり

① 信州型コミュニティスクール

■これまでの取組内容

- ・平成29年4月から全小中学校に信州型コミュニティスクールを設置し、円滑に運営するため負担金を交付している。

■これまでの実績、成果等

- ・学校行事支援、学習支援、読み聞かせ、登下校の見守り、安全パトロール
樹木・花壇の管理、草刈り
- ・ボランティア登録人数

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学校	222人	259人	253人	257人	297人
中学校	22人	3人	6人	7人	8人

■今後の取組や課題等

- ・支援ボランティアの年齢が高くなってきているため、新たなボランティアの開拓が急務となっている。
- ・学校が地域から支援を受けることが多いので、学校から地域へ働きかける等の互恵関係づくりが必要である。



校庭の草取り



登下校の見守り

② 子ども読書活動の推進

■これまでの取組内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
児童書の貸出冊数	60,920冊	65,467冊	69,606冊	70,432冊	68,501冊

- ・子ども読書活動推進フォローアップ事業
子ども読書活動推進コーディネート活動、本に親しむ土台づくり活動
- ・ファーストブック（7か月児健診時に絵本を2冊プレゼント。令和3年度から子どもの名入りの絵本を選べるようにした。）
- ・セカンドブック（令和2年度から3歳児健診時に絵本を1冊プレゼント）
- ・おはなし会（毎週木曜日）
- ・こどものとしょかんまつり
- ・絵本の読み聞かせ出前

■これまでの実績、成果等

- ・平成29年3月に「第3次中野市子ども読書活動推進計画(平成29年度～令和8年度)」を策定し、計画に基づき事業を実施した。
- ・「家庭読書週間」の実施や読み聞かせイベント等の情報発信、ブックリストの更新、中学生向けブックリストの作成を行った。
- ・学校図書館の運営に関する相談。
- ・絵本ライブ、読み聞かせステップアップ講座、おなかの赤ちゃんへ初めての読み聞かせ講座を開催した。
- ・少子化の中、各種事業を実施することにより、児童書の貸出冊数は例年実績を維持している。

■今後の取組や課題等

- ・家庭での更なる読書活動の定着を実現するため、情報提供やイベント等を実施する。
- ・子どもの更なる読書活動の定着を実現するための土台をつくるイベント等を開催する。
- ・「第4次中野市子ども読書活動推進計画（令和9年度～令和18年度）」を策定する。



こどものとしょかんまつり



読み聞かせ

3 小中学校教育の充実

① 小中学校への外国語指導助手（A L T）の配置

■これまでの取組内容

- ・令和2年度に小学校の外国語活動が教科となることに先駆け、平成28年度からA L Tを配置し、中学校は令和元年度から業務委託を導入した。
- ・A L Tの配置人数

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校	2人	2人	2人	2人	2人
中学校	3人	3人	3人	3人	3人

■これまでの実績、成果等

- ・外国語活動の充実を図り、児童、生徒のコミュニケーション能力を高めた。

■今後の取組や課題等

- ・小学校の外国語教育における課題を把握し適切な支援を行うことで、一層の教育の質の向上が期待できる。
- ・児童生徒の更なる英語力とコミュニケーション能力の向上が求められる。



外国語指導助手（A L T）

② タブレット端末等を活用した I C T教育の推進

■これまでの取組内容

- ・全11小中学校の普通教室に電子黒板・プロジェクター等を配置した。
- ・G I G Aスクール構想の実現に向け、一人一台のタブレット端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備し、教科の学びを深めている。



タブレットを活用した学習

■これまでの実績、成果等

- ・I C Tの効果的な活用により、学習に対する興味や関心を高め、意欲的な学習活動につながっている。
- ・県の共同調達により、令和7年度にタブレット端末を更新した。

■今後の取組や課題等

- ・G I G Aスクール構想の実現のため、引き続き、教職員のI C T活用のスキル

アップを図る。

③ キャリア教育の推進

■これまでの取組内容

- ・「夢の教室」の開催（小学校5年生）
- ・キャリア教育支援協議会の開催
- ・キャリア教育講演会の開催
- ・キャリアパスポートの作成
- ・j o bセミナーの開催（中学校1年生）
- ・職場体験学習の実施（中学校2年生）



職場体験



夢の教室（ゲームの時間）



夢の教室（トークの時間）

■これまでの実績、成果等

ア. 「夢の教室」の開催実績

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
回数	25回	14回	12回	13回	12回
講師数	13人	7人	6人	6人	6人
種目	サッカー フットサル ボクシング	サッカー ラグビー フェンシング	サッカー 水泳 スキー	サッカー マラソン バスケットボール	サッカー ソフトボール バレーボール

※令和3年度はオンラインによる実施

・多くの児童にとって将来のことを考えるきっかけの1つになっている。

イ. キャリア教育講演会の開催実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
学校数	4校	4校	4校	4校	4校
回数	7回	4回	4回	4回	4回

ウ. 将来の夢や目標を持っている児童生徒の割合（全国学力・学習状況調査）

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
小学校6年生	82.1%	81.4%	79.4%	83.2%	81.9%
中学校3年生	69.8%	65.4%	67.3%	67.0%	67.9%

エ. j o bセミナーの開催

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
j o bセミナー 延べ講師人数	43人	59人	48人	45人	46人

- ・ 地元で活躍されている各界の専門家を招いて j o bセミナーを開催。
- ・ j o bセミナーの講師や職場体験学習の受入れ先の確保について、教育委員会が一元化して行うことにより、事業の円滑な運営と講師や学校の負担軽減が図られている。

■今後の取組や課題等

- ・ 一人ひとりの成長に合わせ継続した取組みが求められるため、小学校から中学校への連携を一層強化する必要がある。
- ・ j o bセミナーの新たな講師を発掘し、事業の一層の充実を図る。

④ インクルーシブ教育の推進

■これまでの取組内容

- ・ 教育支援委員会において個々の適切な学びの場を検討している。
- ・ 各小中学校に教育支援員を配置し、子どもの安全管理に関する支援、授業時の学習支援などを行っている。

■これまでの実績、成果等

- ・ 家庭、幼稚園・保育園、学校、外部機関等と連携しながら、一人ひとりのニーズに応じた適切な学びの場の検討や相談を行った。

■今後の取組や課題等

- ・ 児童生徒の持てる力を伸ばし、自立に向けた支援を行う。
- ・ 幼稚園・保育園、小学校、中学校、高校の学校間のつながりを大事にしていく。

⑤ 小中学校のいじめや不登校に対する取組み

■これまでの取組内容

- ・ 学校においてはスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを活用するなど、指導主事を中心に効果的な相談支援体制の充実を図った

■これまでの実績、成果等

- ・ いじめ不登校の状況等について学校訪問（春と秋）

- ・欠席状況の調査
- ・スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置
- ・ハロールーム（中間教室）、校内中間教室の設置
- ・Q-U検査（楽しい学校生活を送るためのアンケート）の実施
- ・令和4年度から行政やNPO法人などの関係者が集まり、中野市登校支援情報共有会を開催している。
- ・学校への登校を支援することを目的に、令和5年度から全11小中学校の校務分掌に「登校支援コーディネーター」を位置付けた。
- ・不登校支援を担当している学校教育課の指導主事を、令和6年度から「教育相談コーディネーター」として位置付け、不登校児童・生徒の多様な学びの場の支援を行っている。
- ・令和6年度から始まった長野県の「信州型フリースクール認証制度」と連携した支援制度を施行した。
- ・令和7年度から市費により2小学校に子どもと親の相談員を配置した。

■今後の取組や課題等

- ・いじめについては、これまでの取組みを継続するとともに、いじめのない学校を目指し、チームによる未然防止、早期発見、早期対応を徹底する。
- ・不登校については、未然防止、早期対応に努めるとともに、学校以外の場においても多様な学びが行えるよう支援体制を整える。

⑥ 健康診断、健康管理、保健指導を充実し、児童生徒の健やかな育成

■これまでの取組内容

- ・各種健康診断の実施

■これまでの実績、成果等

- ・法定健康診断等に加え、成長曲線判定なども実施し、児童生徒の健やかな育成に努めてきた。
- ・令和6年度から小学校1・2年生及びその保護者、教職員を対象にCAPプログラム（いじめ・虐待・体罰・性暴力など様々な暴力から自分の心とからだを守る、暴力防止のための人権教育プログラム）を実施した。令和7年度からは中学生を対象に加えた。

■今後の取組や課題等

- ・児童生徒の健やかな育成のため、引き続き適正に実施する。

⑦ 部活動（地域展開）

■これまでの取組内容

- ・部活動の地域移行に向け、令和5年8月に「中野市部活動の地域移行推進協議会準備会」を設置し、令和6年7月に「中野市地域クラブ活動推進協議会」に移行した。

■これまでの実績、成果等

- ・中野市中学生スポーツ・文化クラブ活動連絡協議会の開催

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
開催回数	2回	2回	2回	2回	※

- ※ 令和5年度に中野市部活動の地域移行推進協議会準備会へ移行し、会議を3回開催。令和6年度に中野市地域クラブ活動推進協議会を設置し、会議を2回開催。

- ・部活動関係の外部指導者への補助金交付実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
対象人数	15人	14人	13人	19人	17人
交付金額	616,850円	580,850円	489,117円	587,663円	620,750円

- ・学校体育及び文化活動事業補助金交付実績

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
交付件数	2件	11件	5件	5件	3件
交付金額	20,250円	363,040円	250,000円	253,170円	331,350円

■今後の取組や課題等

- ・令和8年度末までに部活動が地域のクラブ活動へ移行できるよう、準備を進めていく。
- ・地域クラブ活動は、受益者負担を原則とするが、継続・発展的な運営及び保護者や生徒の負担軽減のための支援策について検討する。

⑧ メディアコントロール

■これまでの取組内容

- ・学校や家庭と連携しながら、メディアコントロールや情報モラル等を推進した。（例：メディアコントロール週間、うちどく（家読）等）

■これまでの実績、成果等

- ・学校と家庭が協力しながら子どもたちの情報モラル教育に力を入れた。

・スマートフォン所持率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
小学生（3～6年）	17.1%	18.4%	21.2%	22.9%
中学生（1～3年）	46.1%	46.6%	54.5%	56.5%

- ・「スマホやPC・ゲーム機等とのよりよい関わりに向けたアンケート調査」の結果、平日の電子メディアの使用時間は、小学生・中学生とも「1～2時間」が最も多く、一番使用するものは、小中とも「動画の視聴」であった。

■今後の取組や課題等

- ・メディア依存による生活習慣や学習への取組への影響が懸念される。
- ・授業でのICT機器の活用を通して、学習への活用や情報モラル等の指導を進める。

⑨ 学校施設の計画的な整備・改修

■これまでの取組内容

- ・市総合計画に基づく学校施設の個別施設計画として、令和2年6月に「中野市立小中学校長寿命化計画（令和2年度～令和11年度）」を策定

■これまでの実績、成果等

- ・小中学校教室へのエアコン設置・移設、トイレ改修（洋式化）、校舎外壁改修、照明改修（LED化）等を行った。

■今後の取組や課題等

- ・中野市立小中学校長寿命化計画に沿って、計画的に適正な施設整備（校舎のバリアフリー化、トイレ改修等）を行い、教育環境の質的改善を図る。



校舎外壁改修
（中野小学校）



体育館照明改修（LED化）
（南宮中学校）

⑩ 「教育力向上」を目指し、中学校区単位で、小小・小中連携教育を推進

■これまでの取組内容

- ・中学校区ごとに「教育力向上プラン」を策定し、校区間で連携して授業改善や家庭学習の充実など、教育活動の充実に取り組んだ。

- ＜重点＞
- ・授業改善、家庭学習の充実
 - ・健全育成・心の教育（人権教育）
 - ・家庭、地域、学校間の連携

■これまでの実績、成果等

- ・「主体的、対話的で深い学び」を実現するために、小中連携し、「学び合い」を中核にしながら授業改善を進めた。
- ・自ら学ぶ習慣づくりを目指し、家庭学習の充実を図った。
- ・個に応じた、教育的ニーズのある子どもたちへの支援の在り方を工夫しながら、個別最適、探求的な学びの実践を目指し授業を進めた。

■今後の取組や課題等

- ・学力向上やより良い人間関係づくりを目指し、さらに小中連携や家庭との連携を図る。
- ・ICT機器を積極的に活用した授業づくりを進める。

⑪ 交通安全対策（通学路の安全確保）

■これまでの取組内容

- ・学校から保護者へ通学路の危険箇所を示した通学路マップの配布
- ・定期的（2年に1回）に小学校、PTA、警察、県・市の道路管理者、生活環境課など関係機関と通学路合同点検を実施

■これまでの実績、成果等

- ・道路管理者に対し、児童・生徒をはじめとする歩行者の安全確保と車両の円滑な通行等を目的とし、未改良箇所の歩道設置や拡幅改良を要望した。

■今後の取組や課題等

- ・今後においても、これら道路改良の必要性を強く訴えるとともに、早期の工事着手を要望する。

⑫ 安全な学校給食の提供

■これまでの取組内容

- ・学校給食の衛生管理の徹底、異物混入の防止

■これまでの実績、成果等

- ・安全安心な給食を提供できるよう、調理員等及び納入業者に学校給食衛生管理の徹底を図り、設備機械の点検等を定期的に行い、食中毒や異物混入を防止している。
- ・令和2年12月分から学校給食費の保護者負担を3割軽減し、令和5年4月分から5割軽減、令和6年4月分から約6割軽減、令和7年4月から無償化を行っている。

■今後の取組や課題等

- ・2つの学校給食センターの設備機器が老朽化により修繕が多くなってきており、また、児童生徒数の減少も見込まれるため、新設統合を進めていく。



南部学校給食センター



北部学校給食センター



学校給食（写真は小学校高学年）

4 社会教育・生涯学習の充実

① 社会教育・生涯学習推進体制の充実

■これまでの取組内容

- ・中野まなびい塾

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	11回	21回	16回	27回	55回
受講者数	207人	322人	242人	453人	1,240人

- ・講演会の開催
- ・生涯学習情報の発行（年4回）

■これまでの実績、成果等

- ・自主的・自発的に学習できるよう機会を提供した。



まなびい塾

■今後の取組や課題等

- ・「第3次中野市生涯学習基本構想」を策定する。

② 公民館活動の充実

■これまでの取組内容

（文化）講演会、地域学習講座、文化教養講座
 生きがいつくり講座、子ども育成講座
 公民館開放事業、文化祭、各種支援事業
 親子体験教室、家庭教育学級、シニア大学
 地域づくり講座、分館活動支援
 二十歳を祝う会 ほか



二十歳を祝う会

■これまでの実績、成果等

- ・多様な市民ニーズの把握や内容充実に努め、各種講座等を開催している。
- ・参加者や内容が固定化している講座については、サークル活動化への移行を促す。
- ・分館活動により地域交流の輪が広がっている。

■今後の取組や課題等

- ・参加者が高齢化、固定化しているため、未利用者が興味を引く講座等の開設が必要である。

- ・ 講座や講演会等の主催事業を企画する際は、いち早く新たなニーズと世相の把握が求められているため、情報収集力・企画力等を向上するための職員の研鑽が必要である。
- ・ 分館活動においては、参加者の減少や高齢化が進み、また、コロナ禍の影響により事業の廃止や休止が懸念されている。分館活動は地域交流の基盤であるため、それぞれの事情に沿った支援が必要となっている。

③ 図書館サービスの充実

■これまでの取組内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
蔵書数（年度末時点）	272,032冊	275,976冊	280,264冊	284,369冊	287,897冊
年度別図書購入数	5,141冊	3,937冊	3,731冊	3,873冊	3,806冊
年度別貸出数	143,064冊	143,162冊	157,788冊	156,855冊	151,801冊

- ・ 文学講座、図書館まつり、工作教室、図書館プチキネマ
こどものとしょかんまつり、創作教室、としょかんプチキネマ

■これまでの実績、成果等

- ・ 蔵書数の充実を図り、学校教育の援助、家庭教育の向上に繋げた。
- ・ 県及び県内市町村との協働により電子図書館を導入した。
- ・ 令和5年度に移転開館30周年記念事業を行った。
- ・ 令和6年度に「乳幼児から高齢者まで気軽に利用できる図書館」を目指し、利用者の目的ごとのエリアを整備するリニューアル工事を行った。
- ・ 利用者のニーズを調査するため、試行で開館時間を1時間延長し午後8時までとした。



ソロワークスペース



児童書架



プロジェクションマッピング

■今後の取組や課題等

- ・ 社会のデジタル化の進展を活かした図書館の運用を推進し、乳幼児から高齢者まで、誰もが利用しやすい公共図書館の運営に努める。

④ 博物館事業の充実

■これまでの取組内容

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
入館者数	4,656人	5,597人	7,074人	7,382人	8,318人
展示室	1,747人	1,639人	3,450人	2,453人	2,583人
プラネタリウム	2,242人	3,143人	2,941人	3,925人	4,307人
講座	667人	811人	683人	880人	909人
研修室	0人	4人	0人	124人	519人

■これまでの実績、成果等

- ・館内での主催講座や講演に加えて、公民館での講座、出前講座等、館外での事業に協力及び主催事業を実施した。
- ・体験講座等で特定分野に限らず、歴史、文化、自然や科学技術など、多方面のメニューを開発した。
- ・プラネタリウムでは、ふるさとの星空の美しさに気づき、その環境を守ろうとする気持ちが高まるような解説の工夫を行った。

■今後の取組や課題等

- ・身近な文化財（各家庭にある民俗資料や古い記録類等）への関心を高め、資料収集・保存への市民参加を図る。
- ・資料の活用が容易となるように収蔵スペースの確保と整理方法を改良する。
- ・博物館事業への参加とともに、運営についても市民や諸団体が積極的に連携を図れるような方向性を探る。
- ・北信地域唯一のプラネタリウム施設ということを生かして、幼児から高齢者まで、だれもが全天周の星空や様々な映像を通して、宇宙や自然、環境や社会への関心を高められる運営の工夫に努める。



プラネタリウム



柳沢遺跡展示

⑤ スポーツ活動の充実

■これまでの取組内容

- ・実践している方が多く、関心の高いウォーキングに関連する講座や学校・地域に赴く出前講座、ニュースポーツ体験会を継続的に実施した。
- ・各種スポーツ大会を中野市体育協会主催により開催した。

■これまでの実績、成果等

- ・ふるさと交流拠点施設（ふるさとパーク）、文化公園多目的グラウンド（アーチェリー場）を整備した。



ふるさとパーク



アーチェリー場

■今後の取組や課題等

- ・子どもの運動・スポーツ活動の充実による体力向上を図る。
- ・幅広い年代や関心、適性等に応じた様々なスポーツに親しめる機会・場の充実を図る。
- ・社会体育施設の老朽化が進行しており、今後、計画的に改修等を行う必要がある。

5 文化財の保護と活用

■これまでの取組内容

- ・施設の見学、展示等を通して、文化財への関心を高め、理解を深めた。
- ・講座、講演会等を開催し、学習機会を提供した。
- ・文化財の破壊、劣化等に注意しながら、活用を図った。
- ・(仮称)山田家資料館の保存、活用について検討し、令和6年4月に「旧山田家住宅」の一般公開を開始した。
- ・国指定天然記念物「十三崖のチョウゲンボウ繁殖地」の保全整備
- ・柳沢遺跡範囲確認
- ・南大原遺跡範囲確認
- ・市内遺跡の試掘調査及び記録保存のための発掘調査
- ・郷土資料による展示の充実
- ・地域の自然・文化の調査研究・資料収集
- ・博物館事業の広報（市民向け・児童向け）
- ・児童向け体験講座の充実



旧山田家住宅

■これまでの実績、成果等

- ・旧山田家住宅における特別展示、特別講演会の開催
- ・文化財管理公開等謝礼の交付
- ・指定史跡の標柱、説明看板の設置等
- ・十三崖チョウゲンボウ探鳥会の開催
- ・高遠山古墳整備工事
- ・出土品の保存、修理
- ・文化財保護事業補助金の交付
- ・旧山田家住宅整備計画に基づく整備工事
- ・十三崖環境整備工事
- ・チョウゲンボウモニタリング調査
- ・企画展の開催（絵地図に見る信州中野、明治初期の村絵図～150年前の信州中野Ⅰ・Ⅱ）
- ・常設展示の充実（高遠山古墳出土品の金属器、七瀬双子塚・京塚古墳出土の蛇行剣）
- ・博物館による調査・収集（野鳥・植物・石造物・民具）、講座・講演・見学会の開催（古墳、山城、街並み、環境等）



十三崖チョウゲンボウ探鳥会



高遠山古墳

■今後の取組や課題等

- ・座学だけでなく、文化財の現地見学会や体験型講座（ワークショップ等）を開催するなど、多様な学習機会を提供する。
- ・文化財の公開活用を視野に入れながら、整備等を進める。
- ・チョウゲンボウモニタリング調査で得られたデータを基に保全策を講じ、集団営巣地として良好な環境を整備する。
- ・開発行為と埋蔵文化財保護の調整のため、試掘調査等を継続的に行う。
- ・文化財の保存活用計画、保存活用地域計画を策定する。
- ・博物館における収蔵、公開方法の充実・改善により、所蔵資料の一層の活用を図る。また、民具等の郷土資料の収蔵スペース確保と整理、調査研究を計画的に進める。

第2次 中野市教育大綱

令和4年度～令和7年度



【目指す子どもの姿】

『ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い
未来を切り拓くたくましい子ども』

令和4年3月
長野県中野市

目 次

1	教育大綱の位置づけ	…	1
2	新たな中野市教育大綱の策定	…	1
	《参考》 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	…	2
	《参考》 第2次中野市教育大綱の位置づけと期間	…	3
3	基本理念と目指す子どもの姿	…	4
4	教育大綱の5つの柱	…	5

1 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針を示すとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育振興のための施策に関する基本的計画として位置づけられています。

本市においては、第2次中野市総合計画の基本構想を実現するための各種政策・施策が実施されており、その中には学校教育や生涯学習、社会教育等に関する取組も含まれています。

これらの整合を図るためにも、総合計画にある施策や取組から教育大綱にあてはまる部分が逸脱することのないよう、基本的にはこれらと連動したものとしています。

また、市長及び教育委員会は、策定された総合計画や教育大綱に基づき、それぞれが所管する事務を執行するとともに、「中野市総合教育会議」を開催するなど、十分な意思疎通を図り、教育行政を進めて参りました。

2 新たな中野市教育大綱の策定

平成28年3月に策定した中野市教育大綱は、第2次中野市総合計画・前期基本計画と同様、令和3年度をもって計画期間が終了しました。

今後も切れ目ない取組を進めるため、後期基本計画と整合性を図り、新たな計画期間で策定することとしたものです。

なお、策定にあたっては、以下の点を考慮しました。

- (1) 名称は、「第2次 中野市教育大綱」としました。
- (2) 第2次中野市総合計画・後期基本計画との整合性を図りました。
- (3) 計画期間は、後期基本計画の期間と合わせ、令和4年度から令和7年度までの4年間としました。
- (4) 中野市総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定しました。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

総合教育会議

全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- 市長が招集。会議は原則公開。
- 構成員は市長と教育委員会。（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は次のとおり。
 - ・教育行政の大綱の策定
 - ・教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ・児童・生徒等の生命や身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置



大綱

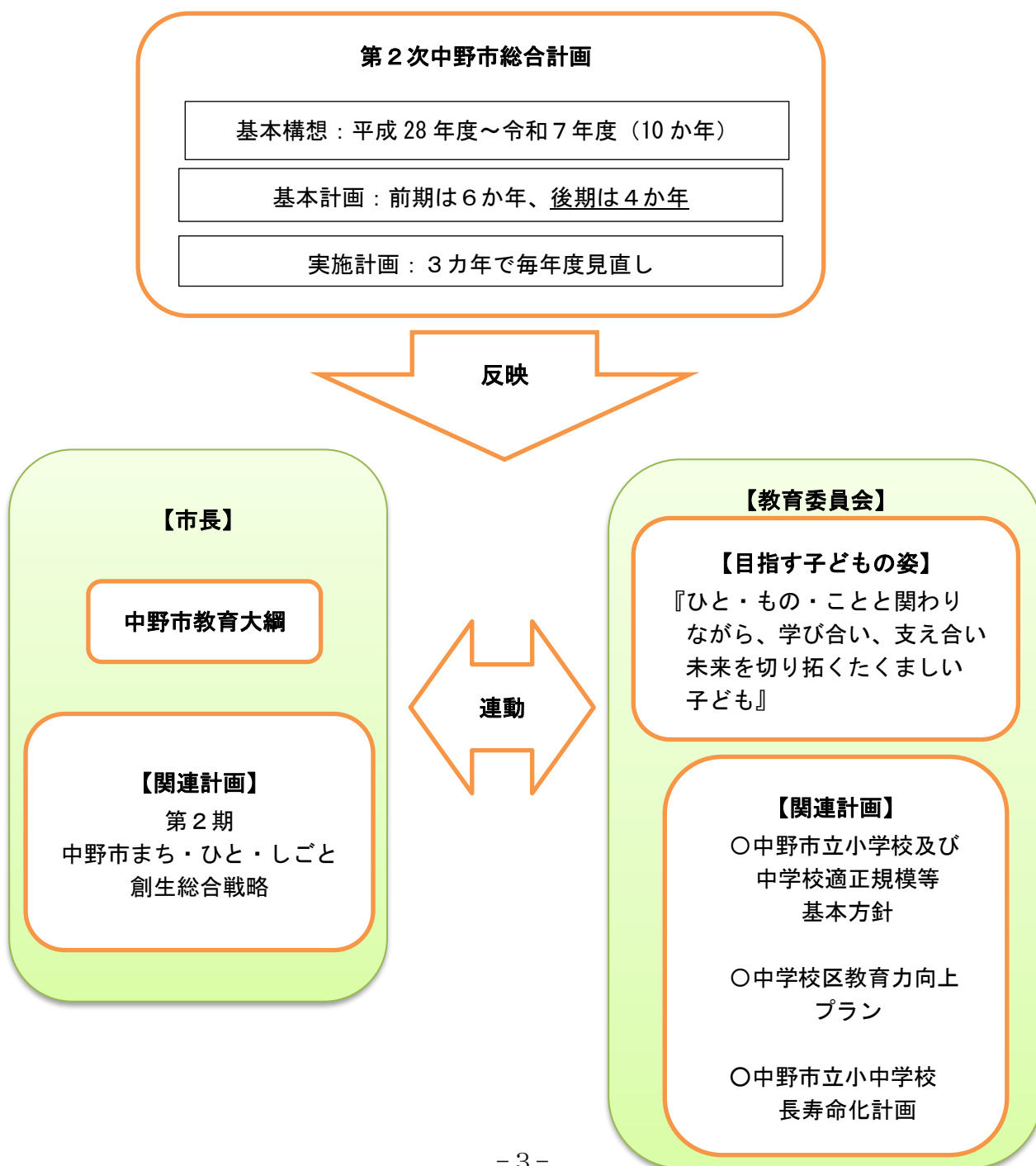
教育に関する「大綱」を首長（市長）が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針。
- 総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定。
- 市長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行。

《参考》

第2次中野市教育大綱の位置づけと期間

第2次中野市教育大綱の期間は、第2次中野市総合計画との整合性を図るため、後期基本計画の期間とあわせ、令和4年度から令和7年度までの4か年としました。



3 基本理念と目指す子どもの姿

1 基本理念

ふるさとへの愛着と豊かな社会性を
身に付ける教育の推進

2 目指す子どもの姿

『ひと・もの・ことと関わりながら
学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』

グローバル化やAI（人工知能）などの技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代、子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。学校での学びを通じ、子どもたちがそのような「生きる力」を育むために、文部科学省では学習指導要領を約10年ぶりに改訂、令和2年度から小学校、令和3年度から中学校で実施されました。

また、中央教育審議会は、全ての子どもたちの可能性を引き出す、個別最適な学びと協働的な学びの実現を目指すため「令和の日本型学校教育」の構築が進められています。

本市においては、相手が『ひと（自分自身、学校・家庭・地域の人々等）』であれ、『もの（音楽・本・地域の自然や歴史・文化等）』であれ、『こと（体験学習、地域社会、世界等）』であれ、それぞれの存在を認め尊重し、そのよさを知ろうとすることが『ひと・もの・こと』との関わりをもつことにつながると考えています。

そして、地域の自然や文化、地域に住む人を愛する意義について学び合うことで、自分も相手もかけがえのない存在であることに気づき、支え合う心が育ちます。

また、成功や失敗などの様々な体験を生かして努力したり、相手と謙虚に向きあったりすることにより人間性が育ちます。

さらに、自分の夢や目標を持ち、その実現に向けて、自ら考え自ら解決する方法を見いだして学習したり、行動したりする経験を重ねることで、たくましさが育ちます。

教育を取り巻く環境は急激に変化しており、社会の多様性を理解する等、広い視野を持つことが必要です。今後は、SDGs*の精神である「誰一人取り残さない」社会の実現という世界規模の目標を十分に踏まえ、「人権尊重都市」として人権教育をはじめとする幅広い取組を推進することが大切です。

また、新型コロナウイルス感染症によるコロナ禍の中、子どもたちの「学びを止めない」体制整備やICTを活用したGIGAスクール構想の実現など、一人ひとりのニーズや理解度に応じた個別最適化された学びが提供できるよう進める必要があります。

今後も、本市の子どもたちが『ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』に育つことを願っています。

* SDGs (エス・ディー・ジーズ)

Sustainable Development Goals (持続可能な開発目標)の略称。2015年の国連サミットで採択された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標。文部科学省の学習指導要領に基盤となる理念として組み込まれている。

4 教育大綱の5つの柱

後期基本計画の施策体系を踏まえ、行政と教育委員会が一体となって以下5つの柱を重点に施策の展開を図ります。

1 「信州なかの」ふるさと学習の推進

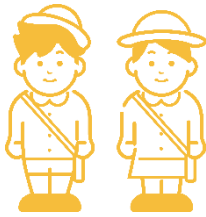


これまでの中野市教育大綱の大きな柱として進めてきた「信州なかの」ふるさと学習の推進について、ふるさとへの誇りと愛着がもてるよう、「信州なかの」の歴史や特性、先人の偉業及び自然や文化芸術の素晴らしさを学ぶ、ふるさと学習を引き続き進めます。

また、地域の農業者などと連携し、農業体験や地域の食材を使った食育など、特色ある教育を進めるとともに、長年にわたり継承されてきた、有形・無形文化財等の保存・活用・継承を図り、中野市の歴史を学習する場を充実させます。



2 未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり



未来の社会をたくましく生きていくことができる「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」を育むバランスがとれた教育を推進することや、家庭・地域・学校が連携し、まち全体で協力して子どもを育てていく取組が求められています。

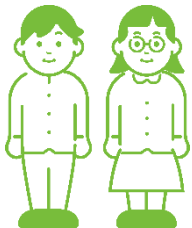
家庭・地域・学校がともに手を携え、子どもの成長を支えることで、子育て家庭や周囲の人々もいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

学校教育では、子どもたちが『ひと・もの・こと』と関わりながら意欲を持って学び、ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる教育を充実していきます。

子どもの育ちを支援するため、図書館では、乳幼児期の読書習慣の定着を促進し、本に親しむ環境づくりを図るブックスタート事業を実施します。



3 小中学校教育の充実



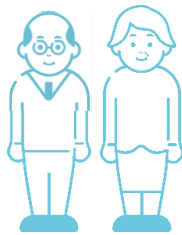
豊かな心、健やかな体、確かな学力を向上させるため、きめ細やかな教育を推進し、全ての子どもが、安心して学べる教育環境づくりを進めるとともに、地域に根ざし、地域の特色を生かした活力ある学校づくりを進めます。

コロナ禍における変化の激しい時代にあっては、想定外の事態に遭遇した場合でも、自ら考え、判断し、試行錯誤や創意工夫できる資質・能力が求められます。また、社会のあり方もリアルを前提としたものから、デジタルを前提としたものへと急速に変化しており、時代に対応した魅力ある学校教育の推進、安心して学べる教育環境の充実を図ります。

なお、地域と連携した教育活動、特に部活動の地域移行に向けた体制の構築を早急に進めるとともに、地域と連携した子どもの育ちを巡る環境の充実を図ります。



4 社会教育・生涯学習の充実



ふるさとを学び育つ文化のまちづくりに向け、リカレント教育※といった生涯を通じた学びの場の提供や伝統文化の継承、文化とスポーツの振興など、人生を豊かにする多様な活動の推進に取り組んでいく必要があります。

学校教育と社会教育の連携を図りながら、市民一人ひとりが自由に学び楽しむ環境づくりを総合的に推進します。

ライフスタイル・価値観等も多様化する中、誰もが自ら学び、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、新たな社会教育・生涯学習の推進体制を構築するとともに、様々な生涯学習施設を活用しながら、市民ニーズに沿った学びの機会を提供します。

特に、社会教育・生涯学習推進体制を充実させるとともに、中野まなびい塾の開催、公民館活動や図書館サービス、博物館事業の充実を図ります。

また、スポーツ教室・スポーツ大会を開催し、スポーツ人口を拡大し、多くの市民が気軽にスポーツを楽しめる環境の充実を図ります。



※ リカレント教育

学校教育からいったん離れて社会に出た後も、それぞれの人の必要なタイミングで再び教育を受け、仕事と教育を繰り返すこと。

5 文化財の保護と活用



貴重な文化・歴史的遺産の保護・保存に努めるとともに、その活用や啓発に取り組んでいく必要があります。

また、貴重な文化・歴史的遺産の意義や重要性の啓発に努め、その活用を進めます。

先人が築き、守り、伝えてきた本市独自の歴史・文化を後世につないでいくため、文化財の基礎調査を進め、貴重な歴史・文化的遺産の保存・活用を推進します。

文化財の基礎調査や指定、文化財の情報発信を積極的に進めます。



第2次中野市教育大綱

担当:総務部政策情報課

教育委員会事務局学校教育課

第3次中野市教育大綱

令和8年度～令和11年度

(案)



【目指す子どもの姿】

『ひと・もの・ことと関わりながら、
学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』



目 次

1	教育大綱の位置づけ	…	1
2	新たな中野市教育大綱の策定	…	1
	《参考》 地方教育行政の組織及び運営に関する法律	…	2
	《参考》 第3次中野市教育大綱の位置づけと期間	…	3
3	基本理念と目指す子どもの姿	…	4
4	教育大綱の5つの柱	…	5

1 教育大綱の位置づけ

教育大綱は、教育の目標や施策の根本的な方針を示すとともに、教育基本法第17条第2項の規定に基づき、本市における教育振興のための施策に関する基本的計画として位置づけられています。

本市においては、第2次中野市総合計画・後期基本計画の基本構想を実現するための各種政策・施策を推進してきており、その中には学校教育や生涯学習、社会教育等に関する取組も含まれています。

これらの整合を図るためにも、総合計画にある施策や取組から教育大綱にあてはまる部分が逸脱することのないよう、基本的にはこれらと連動したものとしています。

また、市長及び教育委員会は、策定された総合計画や教育大綱に基づき、それぞれが所管する事務を執行するとともに、「中野市総合教育会議」を開催するなど、十分な意思疎通を図り、教育行政を進めて参りました。

2 新たな中野市教育大綱の策定

令和4年3月に策定した第2次中野市教育大綱は、第2次中野市総合計画・後期基本計画と同様、令和7年度をもって計画期間が終了します。

今後も切れ目ない取組を進めるため、第3次中野市総合計画・前期基本計画と整合性を図り、新たな計画期間で策定することとしたものです。

なお、策定にあたっては、以下の点を考慮しました。

- (1) 名称は、「第3次 中野市教育大綱」としました。
- (2) 第3次中野市総合計画・前期基本計画との整合性を図りました。
- (3) 計画期間は、前期基本計画の期間と合わせ、令和8年度から令和11年度までの4年間としました。
- (4) 中野市総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定しました。

《参考》

地方教育行政の組織及び運営に関する法律

総合教育会議

全ての地方公共団体に「総合教育会議」を設置

- 市長が招集。会議は原則公開
- 構成員は市長と教育委員会（必要に応じ意見聴取者の出席を要請）
- 協議・調整事項は次のとおり
 - ・教育行政の大綱の策定
 - ・教育の条件整備など重点的に講ずべき施策
 - ・児童・生徒等の生命や身体の保護等緊急の場合に講ずべき措置



大綱

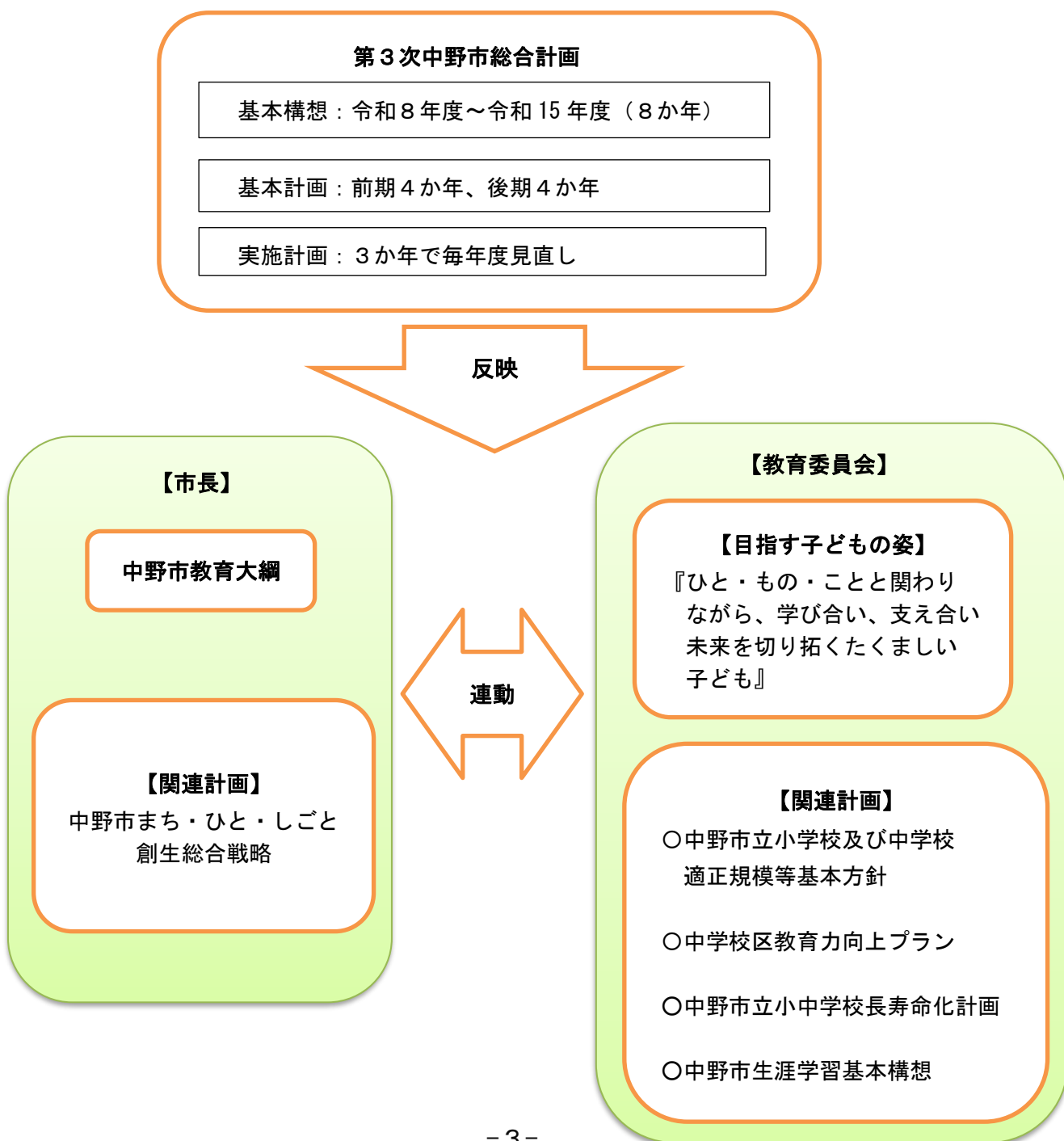
教育に関する「大綱」を首長（市長）が策定

- 大綱とは、教育の目標や施策の根本的な方針
- 総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整し、市長が策定
- 市長及び教育委員会は、それぞれの所管する事務を執行

《参考》

第3次中野市教育大綱の位置づけと期間

第3次中野市教育大綱の期間は、第3次中野市総合計画との整合性を図るため、前期基本計画の期間とあわせ、令和8年度から令和11年度までの4か年としました。



3 基本理念と目指す子どもの姿

1 基本理念

ふるさとへの愛着と豊かな社会性を
身に付ける教育の推進

2 目指す子どもの姿

『ひと・もの・ことと関わりながら
学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』

グローバル化やAI（人工知能）などの技術革新が急速に進み、予測困難なこれからの時代、子どもたちには自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、自ら判断して行動し、よりよい社会や人生を切り拓いていく力が求められます。

相手が『ひと（自分自身、学校・家庭・地域の人々等）』であれ、『もの（音楽・本・地域の自然や歴史・文化等）』であれ、『こと（体験学習、地域社会、世界等）』であれ、それぞれの存在を認め尊重し、そのよさを知ろうとすることが『ひと・もの・こと』との関わりをもつことにつながると考えています。

そして、地域の自然や文化、地域に住む人を愛する意義について学び合うことで、自分も相手もかけがえのない存在であることに気づき、支え合う心が育ちます。

また、成功や失敗などの様々な体験をいかして努力したり、相手と謙虚に向きあったりすることにより人間性が育ちます。

さらに、自分の夢や目標を持ち、その実現に向けて、自ら考え自ら解決する方法を見いだして学習したり、行動したりする経験を重ねることで、たくましが育ちます。

教育を取り巻く環境は急激に変化しており、社会の多様性を理解する等、広い視野を持つことが必要であり、「人権尊重都市」として人権教育をはじめとする幅広い取組を推進することが大切です。

また、ICT を活用した GIGA スクール構想の実現など、一人ひとりのニーズや理解度に応じた個別最適化された学びが提供できるよう進める必要があります。

今後も、本市の子どもたちが『ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども』に育つことを願っています。

4 教育大綱の5つの柱

前期基本計画の施策体系を踏まえ、行政と教育委員会が一体となって以下5つの柱を重点に施策の展開を図ります。

1 「信州なかの」ふるさと学習の推進

これまでの中野市教育大綱の大きな柱として進めてきた「信州なかの」ふるさと学習の推進について、ふるさとへの誇りと愛着が持てるよう、「信州なかの」の歴史や特性、先人の偉業及び自然や文化芸術の素晴らしさを学ぶ、ふるさと学習を引き続き進めます。

また、地域の農業者などと連携し、農業体験や地域の食材を使った食育など、特色ある教育を進めるとともに、長年にわたり継承されてきた、有形・無形文化財等の保存・活用・継承を図り、中野市の歴史を学習する場を充実させます。



農業体験（芋ほり）

2 未来のふるさとを担う子どもたちを育むまちづくり

未来の社会をたくましく生きていくことができる「豊かな心」、「健やかな体」、「確かな学力」を育むバランスがとれた教育を推進することや、家庭・地域・学校が連携し、まち全体で協力して子どもを育てていく取組が求められています。

家庭・地域・学校がともに手を携え、子どもの成長を支えることで、子育て家庭や周囲の人々もいきいきと暮らせるまちづくりを進めます。

学校教育では、子どもたちが『ひと・もの・こと』と関わりながら意欲を持って学び、ふるさとへの愛着と豊かな社会性・国際性を身に付け、心身ともに健やかに成長できる教育を充実していきます。

子どもの育ちを支援するため、市立図書館では乳幼児期の読書習慣の定着を促進し、本に親しむ環境づくりを図るブックスタート事業を実施します。学校においては子どもの発達段階に応じた読書活動の推進を図ります。



学校間交流（ピザ窯づくり）

3 小中学校教育の充実

豊かな心、健やかな体、確かな学力を向上させるため、きめ細やかな教育を推進し、全ての子どもが、安心して学べる教育環境づくりを進めるとともに、地域に根ざし、地域の特色をいかした活力ある学校づくりを進めます。

時代に対応した魅力ある学校教育の推進、安心して学べる教育環境の充実に図り、主体的・対話的で深い学びの実現により、子どもたちの生きる力を育み、子どもたちの知的好奇心を起点として、『ひと・もの・こと』と関わりながら、自ら課題を解決していく探究的な学びを推進します。

タブレット端末の活用等により、全ての子どもたちの可能性を引き出す個別最適な学びと協働的な学びを実現します。

保護者と子どもたちの思いを尊重し、一人ひとりに寄り添った取組を推進し、不登校児童・生徒の支援体制の充実と、多様な教育機会を確保します。

小学校からの外国語教育を通じて、豊かな国際性を育みます。

ふるさとへの愛着を持ち、働くことの喜びや大切さを学ぶため、キャリア教育を推進し、地域と連携した子どもの育ちを巡る環境の充実を図ります。



タブレットを活用した学習

4 社会教育・生涯学習の充実

ふるさとを学び育つ文化のまちづくりに向け、生涯を通じた学びの場の提供や伝統文化の継承、文化とスポーツの振興など、人生を豊かにする多様な活動の推進に取り組んでいく必要があります。

学校教育と社会教育の連携を図りながら、市民一人ひとりがいきいきと自由に学び楽しむことができる環境づくりを総合的に推進します。

ライフスタイル・価値観等も多様化する中、誰もが自ら学び、生きがいのある暮らしを送ることができるよう、新たな社会教育・生涯学習の推進体制を構築し、様々な生涯学習施設を活用しながら、市民ニーズに沿った学びの機会を提供します。

特に、社会教育・生涯学習推進体制を充実させるとともに、中野まなびい塾の開催、公民館活動や図書館サービス、博物館事業の充実を図ります。

また、スポーツ教室、スポーツ大会・イベントを開催するなど、市民が気軽にスポーツを親しむことができる環境づくりを進めます。



シニア大学 講座

5 文化財の保護

貴重な文化・歴史的遺産の保存に努めるとともに、その活用や啓発に取り組んでいく必要があります。

また、中野市固有の貴重な文化・歴史的遺産の意義や重要性の啓発に努め、ふるさと中野市らしさのある学びやつながりを感じることができる機会づくりと、その活用を進めます。

先人が築き、守り、伝えてきた本市独自の歴史・文化を後世につないでいくため、文化財の基礎調査を進め、貴重な歴史・文化的遺産の保存・活用を推進します。

文化財の基礎調査や指定、文化財の情報発信を積極的に進めます。



南大原遺跡発掘体験

第3次中野市教育大綱

担当：総務部 企画財政課

教育委員会事務局 学校教育課

○中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針（案）

改正後	改正前
<p>I 基本方針策定に当たって</p> <p>1 趣 旨 小中学校の児童生徒のよりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、小中学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本方針を策定する。</p> <p>2 背 景 本市の児童生徒数は、平成27年度から現時点の10年間で、約8割まで減少している。令和13年度までの推計では、児童生徒数がさらに減少し、今後、現在の学校数を維持した場合、さらに小規模化の進行が予想される。 小中学校の小規模化は、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営などにおいて、様々な問題を生じさせる危惧がある。 中野市教育委員会（以下、市教委）では平成24年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会」を設置し、平成26年9月に答申を受けた。この答申では、適正規模及び適正配置への基本的な考え方や推進方法等、貴重な提言がなされた。 その後、平成28年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針」を策定し、基本方針に則って、令和2年4月に北部地区4校（長丘小、平岡小、科野小、倭小）を統合し高社小が、令和3年4月に豊田地域2校（豊井小、永田小）を統合し豊田小が開校した。 令和13年度の推計では、小学校は4校（日野小、延徳小、高丘小、豊田小）が、中学校では1校（豊田中）が、全学年で単級となる。また、10人未満の学級が小学校で現在3学級あるが、令和13年度には9学級になる見通しであり、中野市内では学校規模の偏りがさらに大きくなる状況にある。 市教委では、現状と今後の見通しを踏まえた上で、将来を見据え、よりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図る視点に立ち、児童生徒や保護者をはじめ地域住民の十分な理解と協議を行いながら、円滑な推進を図ることとした。</p>	<p>I 基本方針策定に当たって</p> <p>1 趣 旨 小中学校の児童生徒のよりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、小中学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本方針を策定する。</p> <p>2 背 景 本市の児童生徒数は、昭和59年度から現時点の30年間で、約6割まで減少している。平成32年度までの推計では、児童生徒数がさらに減少し、今後、現在の学校数を維持した場合、さらに小規模化の進行が予想される。 小中学校の小規模化は、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営などにおいて、様々な問題を生じさせる危惧がある。 こうした現状を受け、中野市教育委員会（以下、市教委）では平成24年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会」を設置し、平成26年9月に答申を受けたところである。この答申では、適正規模及び適正配置への基本的な考え方や推進方法等、貴重な提言がなされた。 (新設) 平成32年度までの学校規模の状況は、小学校は3校（中野小、平野小、平岡小）以外の8校が、中学校では1校（豊田中）が、全学年で単級となる。また、10人未満の学級が小学校で現在9学級あるが、平成32年度には17学級になる見通しであり、中野市内では学校規模の偏りがさらに大きくなる状況にある。 市教委では、現状と今後の見通しを踏まえた上で、将来を見据え、<u>答申を尊重しつつ</u>、よりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図る視点に立ち、児童生徒や保護者をはじめ地域住民の十分な理解と協議を行いながら、円滑な推進を図ることとした。</p>

改正後	改正前
<p>II 適正規模と適正配置の基本的な考え方</p> <p>1 適正規模の基本的な考え方と基準</p> <p>中野市総合計画では、心豊かでたくましい子どもを育てる学校教育が求められている。また、中野市教育大綱では、基本理念を「ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に付ける教育の推進」と定め、「ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども」が育つことを目指している。そのために、快適な集団生活のなかで児童生徒が自ら学び、考える力を育成するとともに家庭や地域と連携し、個性を生かす教育を推進していかなければならない。</p> <p>また、_____児童生徒にとってよりよい教育環境の整備を踏まえながら、適正規模の基本的な考え方を次に示す。</p> <p>(1) 適正規模の基本的な考え方</p> <p>① 多様な人間関係のなかで、集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、個性や能力の伸長が期待できる学校規模であること。</p> <p>② 学級の編制替えにより、人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化が期待できる学校規模であること。</p> <p>③ 総合的な学習の時間の充実、主体的・対話的で深い学びのできる環境の形成が展開できる学校規模であること。</p> <p>④ 一定の教員数の確保により、児童生徒と向き合える時間が増え、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。</p> <p>⑤ 一定の児童生徒数の維持により、希望選択で活動に取り組めるクラブ活動_____の活性化が期待できる学校規模であること。</p> <p>(2) 中野市における小中学校の適正規模の基準</p> <p>基本的な考え方を踏まえ、次のとおりとする。</p> <p>① 小学校においては、1学年2学級以上が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。 <p>② 中学校においては、1学年2学級以上が望ましい。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。 教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編成の教員確保が可能であること。 <p>(削除)</p>	<p>II 適正規模と適正配置の基本的な考え方</p> <p>1 適正規模の基本的な考え方と基準</p> <p>中野市総合計画では、心豊かでたくましい子どもを育てる学校教育が求められている。_____</p> <p>_____</p> <p>_____そのために、快適な集団生活のなかで児童生徒が自ら学び、考える力を育成するとともに家庭や地域と連携し、個性を生かす教育を推進していかなければならない。</p> <p>また、<u>答申内容</u>と児童生徒にとってよりよい教育環境の整備を踏まえながら、適正規模の基本的な考え方を次に示す。</p> <p>(1) 適正規模の基本的な考え方</p> <p>① 多様な人間関係のなかで、集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、個性や能力の伸長が期待できる学校規模であること。</p> <p>② 学級の編制替えにより、人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化が期待できる学校規模であること。</p> <p>③ 総合的な学習の時間の充実、<u>教科担任制、少人数学習集団編成等</u>_____が展開できる学校規模であること。</p> <p>④ 一定の教員数の確保により、児童生徒と向き合える時間が増え、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。</p> <p>⑤ 一定の児童生徒数の維持により、希望選択で活動に取り組めるクラブ活動<u>や部活動</u>の活性化が期待できる学校規模であること。</p> <p>(2) 中野市における小中学校の適正規模の基準</p> <p>基本的な考え方と答申を踏まえ、次のとおりとする。</p> <p>① 小学校においては、1学年2学級以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。 <p>② 中学校においては、1学年3学級以上とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。 教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編成の教員確保が可能であること。 部活動が活性化できること。

改正後	改正前																																						
<p>③ <u> </u> 1 学級当たりの児童生徒数は、<u>18人～30人程度が望ましい。</u></p> <p>(削除)</p> <p>※特別支援学級は学校規模に関係ないので学級数に含めない。 また、これらの基準は、<u>望ましいと考える学級数及び児童生徒数を示したものであり、地域の状況などから、必ずしも適合しないといけないものではない。</u></p> <p>2 適正配置の基本的な考え方 通学距離や通学の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを基本的な考え方とする。</p> <p>III 適正規模及び適正配置の検討対象校と推進の方策</p> <p>1 適正規模及び適正配置の検討対象校</p> <p>① 基本方針でいう適正規模を下回る学校を小規模校とする。</p> <p>② <u>令和13年度</u>の推計でも適正規模への回復が見込めない学校を検討対象校とする。</p> <p>③ 適正規模であっても、小規模校や適正規模を上回る学校に関する場合は検討対象校とする。</p> <p>【市内小中学校の規模別学校数（特別支援学級は学級数に含めない。）】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">小学校</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">中学校</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">7年度</th> <th style="text-align: center;">13年度</th> <th style="text-align: center;">7年度</th> <th style="text-align: center;">13年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模校</td> <td style="text-align: center;"><u>4校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>5校</u></td> <td style="text-align: center;">1校</td> <td style="text-align: center;"><u>1校</u></td> </tr> <tr> <td>適正規模を上回る学校</td> <td style="text-align: center;"><u>3校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2校</u></td> <td style="text-align: center;">3校</td> <td style="text-align: center;"><u>3校</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>令和13年度</u>の推計値による。</p> <p>2 適正規模及び適正配置の推進の方策 通学区域の見直しと学校統合という2つの方策があるが、各学校や地域の実態に応じて適切に取り入れていく。</p> <p>(削除)</p> <p>(1) 通学区域の見直し 小中学校の連携教育を更に推進し、円滑な学校運営を図るため、今ある小学校から、全員同じ中学校へ通学ができる小中学校の配置を考える。学校統合の場合も同様とする。</p>		小学校		中学校		7年度	13年度	7年度	13年度	小規模校	<u>4校</u>	<u>5校</u>	1校	<u>1校</u>	適正規模を上回る学校	<u>3校</u>	<u>2校</u>	3校	<u>3校</u>	<p>③ <u>学級数及び1 学級当たりの児童生徒数は、当面長野県の学級編制基準の30人規模学級とする。</u> <u>なお、学校教育法施行規則第41条及び同規則第79条(中学校)も参考にした。</u></p> <p>※特別支援学級は学校規模に関係ないので学級数に含めない。</p> <p>(新設)</p> <p>2 適正配置の基本的な考え方 通学距離や通学の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを基本的な考え方とする。</p> <p>III 適正規模及び適正配置の検討対象校と推進の方策</p> <p>1 適正規模及び適正配置の検討対象校</p> <p>① 基本方針でいう適正規模を下回る学校を小規模校とする。</p> <p>② <u>平成32年度</u>の推計でも適正規模への回復が見込めない学校を検討対象校とする。</p> <p>③ 適正規模であっても、小規模校や適正規模を上回る学校に関する場合は検討対象校とする。</p> <p>【市内小中学校の規模別学校数（特別支援学級は学級数に含めない。）】</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">小学校</th> <th colspan="2" style="text-align: center;">中学校</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">27年度</th> <th style="text-align: center;">32年度</th> <th style="text-align: center;">27年度</th> <th style="text-align: center;">32年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>小規模校</td> <td style="text-align: center;"><u>9校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>9校</u></td> <td style="text-align: center;">1校</td> <td style="text-align: center;"><u>2校</u></td> </tr> <tr> <td>適正規模を上回る学校</td> <td style="text-align: center;"><u>2校</u></td> <td style="text-align: center;"><u>2校</u></td> <td style="text-align: center;">3校</td> <td style="text-align: center;"><u>2校</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>※<u>平成32年度</u>の推計値による。</p> <p>2 適正規模及び適正配置の推進の方策 通学区域の見直しと学校統合という2つの方策があるが、各学校や地域の実態に応じて適切に取り入れていく。 <u>学校統合の場合、複数校の統合により新たな学校を設立するという考え方である。</u></p> <p>(1) 通学区域の見直し 小中学校の連携教育を更に推進し、円滑な学校運営を図るため、今ある小学校から、全員同じ中学校へ通学ができる小中学校の配置を考える。学校統合の場合も同様とする。</p>		小学校		中学校		27年度	32年度	27年度	32年度	小規模校	<u>9校</u>	<u>9校</u>	1校	<u>2校</u>	適正規模を上回る学校	<u>2校</u>	<u>2校</u>	3校	<u>2校</u>
		小学校		中学校																																			
	7年度	13年度	7年度	13年度																																			
小規模校	<u>4校</u>	<u>5校</u>	1校	<u>1校</u>																																			
適正規模を上回る学校	<u>3校</u>	<u>2校</u>	3校	<u>3校</u>																																			
	小学校		中学校																																				
	27年度	32年度	27年度	32年度																																			
小規模校	<u>9校</u>	<u>9校</u>	1校	<u>2校</u>																																			
適正規模を上回る学校	<u>2校</u>	<u>2校</u>	3校	<u>2校</u>																																			

改正後	改正前
<p>よって現在の市内小中学校における通学区域の見直しは現実的ではないと考える。</p> <p>(2) 学校統合 次の基本的な考えをもって、対象校の保護者や地域に対して説明をし、理解を得ながら統合に取り組むこととする。</p> <p>① <u>統合校の考え方</u> (削除)</p> <p>学校の組合せ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模を維持している学校も統合対象校とする場合もある。</p> <p>② 設置場所 原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用する。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、通学距離などを勘案して決定する。 (削除)</p> <p>(3) 学校選択制 上記を踏まえ、学校選択制はしないこととする。 なお、<u>国や県と協調しながら特色ある教育活動を実践する小中学校については、指定学校変更の弾力性のある運用を検討する。</u></p> <p>IV 適正規模及び適正配置に伴う教育環境の整備 児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行う。</p> <p>1 通学路の安全確保 (1) 統合後の安全な通学については、通学路を検討し設定する。 (2) 新たな通学路を検討する際、<u>通学距離によっては</u> スクールバスの使用<u>または公共交通機関の利用</u>も検討する。</p> <p>2 学校の施設設備の整備 様々な状況に対応できるように、施設設備面の改善や教材教具の充実を図る。</p> <p>3 教職員等の配置 心の支援をはじめ、特別支援を要する児童生徒に対しては、今までと同様、市でも予算措置をし一層の充実を図る。</p>	<p>よって現在の市内小中学校における通学区域の見直しは現実的ではないと考える。</p> <p>(2) 学校統合 次の基本的な考えをもって、対象校の保護者や地域に対して説明をし、理解を得ながら統合に取り組むこととする。</p> <p>① <u>統合後に新設校として設置</u> <u>学校規模（学級数や児童生徒数）や創立からの経過年数に関係なく、対等な関係の統合とする。</u></p> <p>学校の組合せ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模を維持している学校も統合対象校とする場合もある。</p> <p>② 設置場所 原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用する。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、通学距離などを勘案して決定する。 <u>統合後の新設校については、教育環境の充実を図る。</u></p> <p>(3) 学校選択制 上記を踏まえ、学校選択制はしないこととする。 (新設)</p> <p>IV 適正規模及び適正配置に伴う教育環境の整備 児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行う。</p> <p>1 通学路の安全確保 (1) 統合後の安全な通学については、通学路を検討し設定する。 (2) 新たな通学路を検討する際、<u>登下校の安全性が高いスクールバス</u>の使用<u>も検討する。</u></p> <p>2 学校の施設設備の整備 様々な状況に対応できるように、施設設備面の改善や教材教具の充実を図る。</p> <p>3 教職員等の配置 心の支援をはじめ、特別支援を要する児童生徒に対しては、今までと同様、市でも予算措置をし一層の充実を図る。</p>

改正後	改正前
<p>30人前後で、全校児童数は210人前後である。 (削除)</p> <p>② 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調査研究を行う。</p> <p>(3) 豊田中学校区の豊田小 _____ について</p> <p>① 2小学校が統合して、令和3年度に開校した。令和13年度の推計では、全学年が単級となり、1学級の児童数は7人～13人で、全校児童数は70人前後である。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>② 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調査研究を行う。</p> <p>(4) 南宮中学校区の3小学校（中野小 日野小 延徳小）について</p> <p>① 中野小は、令和13年度までに児童数は約2割減少して580人前後となり、4学年が3学級、1学年が4学級、1学年が2学級となる。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>現在、長野県下でも特別に大きな規模ではなくなっている。</p> <p>② 日野小と延徳小は、全学年が単級であり、日野小は児童数一桁の学年が1学年ある。令和13年度の推計では、児童数一桁の学年が、日野小は全学年、延徳小は2学年となる。2校とも児童数の減少が顕著であり、早期に教育環境のあり方について検討を行う必要がある。</p> <p>(5) 中野平中学校区の2小学校（平野小 高丘小）について 令和13年度の推計では、平野小は全学年で2学級となっており、_____ 適正規模の基準に合致している。高丘小は全学年で単級となるが、1学級の児童数は15人～26人の間であり、_____ 全校児童数も</p>	<p>② 児童数の減少がもっとも顕著な地区である。 平成32年度の推計で、3小学校（長丘小 科野小 倭小）で全学年が単級となり、平岡小は2学年が単級となる。また、学級の児童数が一桁となるのが、倭小で全学年、科野小で5つの学年、長丘小で2つの学年である。かつ、長丘小、科野小、倭小は、国基準で複式学級に該当する学年が存在するようになるが、県基準でかろうじて複式学級を免れる状況にある。</p> <p>③ 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調査研究を行う。</p> <p>(3) 豊田中学校区の2小学校（豊井小 永田小）について</p> <p>① 小学校は統合し、位置は豊田中とする。</p> <p>② 児童数の減少が顕著な地区であり、平成32年度の推計では、2小学校において全学年が単級となり、永田小では3つの学年で学級の児童数が一桁となる。かつ、国基準で複式学級に該当するが、県基準でかろうじて複式学級を免れる状況にある。また、豊井小も長期的には減少が続く見通しである。</p> <p>③ 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調査研究を行う。</p> <p>(4) 南宮中学校区の3小学校（中野小 日野小 延徳小）について</p> <p>① 中野小は、現状で存続する。 平成32年度まで、全校児童数はほぼ横ばいで、830人前後である。学年4学級が5つの学年で、学年5学級が1つの学年に存在する。適正規模の基準を大きく上回っているが、かつて通学区見直しを検討したころに比較して、児童数はほぼ半減している。また、現在、長野県下でも特別に大きな規模ではなくなっている。</p> <p>② 日野小と延徳小は、全学年が単級であるが、日野小の今後の児童数の推移を見守り、一桁の学年が複数となることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(5) 中野平中学校区の2小学校（平野小 高丘小）について 平成32年度の推計では、平野小は全学年で2～3学級を保持しており、適正規模の基準に合致している。高丘小は全学年で単級となるが、1学級の児童数は16人～30人の間であり、かつ、全校児童数も</p>

改正後	改正前
<p>120人前後である。全体的にみれば、児童数は____減少するが、顕著な減少地区ではないことから、高丘小の今後の児童数の推移を見守り、集団での学習など、学校運営で制約を受けることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。</p> <p>6 <u>適正規模を満たさない、または、その見込みがある学校においては、必要に応じ市教育委員会と保護者において懇談の場を設け、学校の将来の方向性について協議することとする。その結果を踏まえ、保護者の総意を地域が尊重し、よりよい教育環境の整備について、地域としての方針を市教育委員会に要望されることが望ましい。</u></p> <p>(削除)</p> <p><u>VII 結びに</u> 今回、市教委として、中野市立小中学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針（改訂版）」を示した。 本方針の推進に当たっては、保護者の方々や地域の方々にその意義を十分にご理解いただくことが不可欠である。私たちは、児童生徒にとってどのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのか、しっかりと見定めることが大切である。 関係者の皆様には、子どもにとってよりよい教育環境が整備されることで、心身ともに健やかな児童生徒の育成が図られるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後とも積極的な支援をお願いするものである。</p>	<p>140人前後である。全体的にみれば、児童数は<u>やや</u>減少するが、顕著な減少地区ではないことから、高丘小の今後の児童数の推移を見守り、集団での学習など、学校運営で制約を受けることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。</p> <p>(新設)</p> <p><u>VII 適正規模及び適正配置に向けたスケジュール</u> <u>本市の児童生徒のよりよい教育環境を整備するために、計画的に学校の適正規模及び適正配置を進める必要がある。そのために、スケジュールを別紙のように設定し取り組みを進める。</u></p> <p><u>VIII 結びに</u> 今回、市教委として、中野市立小中学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針_____」を示した。 本方針の推進に当たっては、保護者の方々や地域の方々にその意義を十分にご理解いただくことが不可欠である。私たちは、児童生徒にとってどのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのか、しっかりと見定めることが大切である。 関係者の皆様には、子どもにとってよりよい教育環境が整備されることで、心身ともに健やかな児童生徒の育成が図られるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後とも積極的な支援をお願いするものである。</p>

中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針
(案)

平成28年 9 月 策定
令和 8 年 月 改訂
中野市教育委員会

I 基本方針策定に当たって

1 趣 旨

小中学校の児童生徒のよりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を目的とした、小中学校の適正規模及び適正配置を推進するため、基本方針を策定する。

2 背 景

本市の児童生徒数は、平成27年度から現時点の10年間で、約8割まで減少している。令和13年度までの推計では、児童生徒数がさらに減少し、今後、現在の学校数を維持した場合、さらに小規模化の進行が予想される。

小中学校の小規模化は、児童生徒の社会性の育成、多様な学習活動や集団活動の展開、さらには学校運営などにおいて、様々な問題を生じさせる危惧がある。

中野市教育委員会（以下、市教委）では平成24年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等審議会」を設置し、平成26年9月に答申を受けた。この答申では、適正規模及び適正配置への基本的な考え方や推進方法等、貴重な提言がなされた。

その後、平成28年9月に「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針」を策定し、基本方針に則って、令和2年4月に北部地区4校（長丘小、平岡小、科野小、倭小）を統合し高社小が、令和3年4月に豊田地域2校（豊井小、永田小）を統合し豊田小が開校した。

令和13年度の推計では、小学校は4校（日野小、延徳小、高丘小、豊田小）が、中学校では1校（豊田中）が、全学年で単級となる。また、10人未満の学級が小学校で現在3学級あるが、令和13年度には9学級になる見通しであり、中野市内では学校規模の偏りがさらに大きくなる状況にある。

市教委では、現状と今後の見通しを踏まえた上で、将来を見据え、よりよい教育環境の整備と教育の質の一層の充実を図る視点に立ち、児童生徒や保護者をはじめ地域住民の十分な理解と協議を行いながら、円滑な推進を図ることとした。

II 適正規模と適正配置の基本的な考え方

1 適正規模の基本的な考え方と基準

中野市総合計画では、心豊かでたくましい子どもを育てる学校教育が求められている。また、中野市教育大綱では、基本理念を「ふるさとへの愛着と豊かな社会性を身に付ける教育の推進」と定め、「ひと・もの・ことと関わりながら、学び合い、支え合い、未来を切り拓くたくましい子ども」が育つことを目指している。そのために、快適な集団生活のなかで児童生徒が自ら学び、考える力を育成するとともに家庭や地域と連携し、個性を生かす教育を推進していかなければならない。

また、児童生徒にとってよりよい教育環境の整備を踏まえながら、適正規模の基本的な考え方を次に示す。

(1) 適正規模の基本的な考え方

- ① 多様な人間関係のなかで、集団のルールを学び、社会性を高めるとともに、個性や能力の伸長が期待できる学校規模であること。

- ② 学級の編制替えにより、人間関係の固定化を防ぐことができるとともに、児童生徒の活力の増進と学校の活性化が期待できる学校規模であること。
 - ③ 総合的な学習の時間の充実、主体的・対話的で深い学びのできる環境の形成が展開できる学校規模であること。
 - ④ 一定の教員数の確保により、児童生徒と向き合える時間が増え、学校の運営組織の効果的な編成が期待できる学校規模であること。
 - ⑤ 一定の児童生徒数の維持により、希望選択で活動に取り組めるクラブ活動の活性化が期待できる学校規模であること。
- (2) 中野市における小中学校の適正規模の基準
基本的な考え方を踏まえ、次のとおりとする。
- ① 小学校においては、1学年2学級以上が望ましい。
 - ・多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。
 - ② 中学校においては、1学年2学級以上が望ましい。
 - ・多様な人間関係を築くことができる学級編制替えが可能であること。
 - ・教科担任制の充実と学習集団の弾力的な編成の教員確保が可能であること。
 - ③ 1学級当たりの児童生徒数は、18人～30人程度が望ましい。

※特別支援学級は学校規模に関係ないので学級数に含めない。また、これらの基準は、望ましいと考える学級数及び児童生徒数を示したものであり、地域の状況などから、必ずしも適合しないといけないものではない。

2 適正配置の基本的な考え方

通学距離や通学の安全等を考慮しながら、学校を地域に適切に配置することを基本的な考え方とする。

III 適正規模及び適正配置の検討対象校と推進の方策

1 適正規模及び適正配置の検討対象校

- ① 基本方針でいう適正規模を下回る学校を小規模校とする。
- ② 令和13年度の推計でも適正規模への回復が見込めない学校を検討対象校とする。
- ③ 適正規模であっても、小規模校や適正規模を上回る学校に関係する場合は検討対象校とする。

【市内小中学校の規模別学校数（特別支援学級は学級数に含めない。）】

	小学校		中学校	
	7年度	13年度	7年度	13年度
小規模校	4校	5校	1校	1校
適正規模を上回る学校	3校	2校	3校	3校

※令和13年度の推計値による。

2 適正規模及び適正配置の推進の方策

通学区域の見直しと学校統合という2つの方策があるが、各学校や地域の実態に応

じて適切に取り入れていく。

(1) 通学区域の見直し

小中学校の連携教育を更に推進し、円滑な学校運営を図るため、今ある小学校から、全員同じ中学校へ通学ができる小中学校の配置を考える。学校統合の場合も同様とする。

よって現在の市内小中学校における通学区域の見直しは現実的ではないと考える。

(2) 学校統合

次の基本的な考えをもって、対象校の保護者や地域に対して説明をし、理解を得ながら統合に取り組むこととする。

① 統合校の考え方

学校の組合せ、学校の位置、学校施設の状況等により、適正規模を維持している学校も統合対象校とする場合もある。

② 設置場所

原則として統合対象校のいずれかの校地と既存の校舎を使用する。使用校舎は、校地面積、建築年数、施設の状況や教室数、位置、周辺環境、通学距離などを勘案して決定する。

(3) 学校選択制

上記を踏まえ、学校選択制はしないこととする。

なお、国や県と協調しながら特色ある教育活動を実践する小中学校については、指定学校変更の弾力性のある運用を検討する。

IV 適正規模及び適正配置に伴う教育環境の整備

児童生徒にとってよりよい教育環境を整えるという考え方の下、次の条件整備を行う。

1 通学路の安全確保

(1) 統合後の安全な通学については、通学路を検討し設定する。

(2) 新たな通学路を検討する際、通学距離によってはスクールバスの使用または公共交通機関の利用も検討する。

2 学校の施設設備の整備

様々な状況に対応できるように、施設設備面の改善や教材教具の充実を図る。

3 教職員等の配置

心の支援をはじめ、特別支援を要する児童生徒に対しては、今までと同様、市でも予算措置をし一層の充実を図る。

V 学校統合による跡地・施設利用の基本的な考え方

地元の要望等も踏まえて、全市的な行政施策との調整を図りながら検討する。

VI 適正規模及び適正配置の対象校と今後の具体的な取組

1 対象校については、必要性の高い学校から順次取り組んでいく。

- 2 学年の学級数や1学級の児童生徒数は、総合的に判断して基準数に満たなかったり超過したりすることもある。
- 3 新たな通学路を設定する場合や通学距離によってはスクールバスを運行または公共交通機関を利用する。
- 4 地域との連携による「ふるさと学習」を核とした学校運営を更に推進する。
- 5 対象校と具体的な進め方

(1) 4中学校（南宮中 中野平中 高社中 豊田中）について

① 現状で存続する。

令和13年度

	1学年		2学年		3学年		学級数合計
	(学級数)	(1学級人数)	(学級数)	(1学級人数)	(学級数)	(1学級人数)	
南宮中	4	34	5	34	4	34	13
中野平中	3	30	3	31	4	29	10
高社中	2	27	2	30	2	30	6
豊田中	1	15	1	16	1	10	3
学級数合計	10		11		11		32

- ② 学級数の基準からすると豊田中が該当する。削減する場合、学級数と生徒数からみて隣接する中学校との統合が考えられる。しかし、小中連携教育を更に進めていくなかで、豊田小の児童たちが隣接する中学校へ入学することは、カリキュラムの一貫性から適切ではないと考える。

豊田中については、豊田小との小中連携教育を更に推進することで、円滑な学校運営が期待できると考える。

(2) 高社中学校区の高社小について

- ① 4小学校が統合して、令和2年度に開校した。令和13年度の推計では、3学年が2学級、3学年が単級となり、単級の児童数は30人前後で、全校児童数は210人前後である。
- ② 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調査研究を行う。

(3) 豊田中学校区の豊田小について

- ① 2小学校が統合して、令和3年度に開校した。令和13年度の推計では、全学年が単級となり、1学級の児童数は7人～13人で、全校児童数は70人前後である。
- ② 当面は、小中連携教育を更に推進することとし、将来に向けて小中一貫校の調査研究を行う。

(4) 南宮中学校区の3小学校（中野小 日野小 延徳小）について

- ① 中野小は、令和13年度までに児童数は約2割減少して580人前後となり、4学年が3学級、1学年が4学級、1学年が2学級となる。
現在、長野県下でも特別に大きな規模ではなくなっている。

② 日野小と延徳小は、全学年が単級であり、日野小は児童数一桁の学年が1学年ある。令和13年度の推計では、児童数一桁の学年が、日野小は全学年、延徳小は2学年となる。2校とも児童数の減少が顕著であり、早期に教育環境のあり方について検討を行う必要がある。

(5) 中野平中学校区の2小学校（平野小 高丘小）について

令和13年度の推計では、平野小は全学年で2学級となっており、適正規模の基準に合致している。高丘小は全学年で単級となるが、1学級の児童数は15人～26人の間であり、全校児童数も120人前後である。全体的にみれば、児童数は減少するが、顕著な減少地区ではないことから、高丘小の今後の児童数の推移を見守り、集団での学習など、学校運営で制約を受けることが見込まれる状況になったときに、改めて検討を行う。

6 適正規模を満たさない、または、その見込みがある学校においては、必要に応じ市教育委員会と保護者において懇談の場を設け、学校の将来の方向性について協議することとする。その結果を踏まえ、保護者の総意を地域が尊重し、よりよい教育環境の整備について、地域としての方針を市教育委員会に要望されることが望ましい。

VII 結びに

今回、市教委として、中野市立小中学校を取り巻く現状及び将来的な見通しを踏まえ、「中野市立小学校及び中学校適正規模等基本方針（改訂版）」を示した。

本方針の推進に当たっては、保護者の方々や地域の方々にその意義を十分にご理解いただくことが不可欠である。私たちは、児童生徒にとってどのような教育環境を提供すべきなのか、また、どのような支援を行うべきなのか、しっかりと見定めることが大切である。

関係者の皆様には、子どもにとってよりよい教育環境が整備されることで、心身ともに健やかな児童生徒の育成が図られるよう、本基本方針を細部にわたり協議いただくとともに、今後とも積極的な支援をお願いするものである。